

令和3年9月29日

保護者の皆様

府中市教育委員会

緊急事態宣言解除後（10月1日以降）の部活動の取扱いについて

市立学校の部活動の取扱いについて、引き続き、感染防止の徹底を図る必要があることから、当面の間、部活動の実施に関しては、下記のとおりとします。

本市の対応について、御理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

- 1 児童・生徒の安全を最優先に、感染症対策等が確実に実施される活動計画及び活動内容であることを、校長が確認した上で実施します。
- 2 児童・生徒の活動の機会を保障できるよう、以下の点に留意します。
 - (1) 東京都中学校体育連盟が主催する競技大会や東京都中学校吹奏楽連盟が主催するコンクールなど（以下、「公式戦等」と記す。）が開催される場合は、顧問の教員や部活動指導員の引率の下、感染症対策を徹底した上で、補欠を含めた出場する生徒に限って当該の公式戦等への参加を認める。
 - (2) 公式戦等及び公式戦等を控えた特別の活動に参加する児童・生徒については、これまでどおり同意書等文書による保護者からの同意を得ること。
 - (3) 吹奏楽部や合唱部等の校内における演奏会等を実施する場合は、校長が、感染リスクなどを十分かつ慎重に検討し、実施の可否を総合的に判断すること。実施する場合は、令和3年9月15日付3府教指第503号「文化的行事における感染症対策等の徹底について」を参考に有観客で実施するほか、無観客による映像収録やオンライン配信とするなどの工夫を行う。
- 3 活動日等の取扱いについては、次のとおりとします。
 - (1) 活動日については、各部、週当たり平日4日以内、土曜又は日曜に実施する場合はいずれか1日とする。また、活動時間は、平日2時間以内、週休日（祝日等を含む。）は3時間以内（昼食を挟むような時間設定をしない。）とする。その他については、「府中市立中学校運動部活動の方針」及び「府中市立中学校文化部活動の方針」に則って活動する。
 - (2) 大会等参加に伴う練習試合や合同練習等は可能とするが、実施する場合には、生徒の健康観察を確実に行うとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数とするなどの感染症対策を徹底した上で、保護者の同意の下に行う。

4 部活動の実施に当たっては、次の感染症対策を徹底します。

- (1) 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い活動（「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を伴う活動）は、できる限り避けるとともに、実施する場合は、「府中市立学校感染症予防の手引き（令和3年9月10日時点）」に基づき、換気、身体的距離の確保や手洗い、回数や時間を絞るなどの感染症対策を行った上で実施する。
- (2) 活動中以外で十分な身体的距離が取れない場合は、マスクを着用する。
- (3) 更衣について、更衣場所を増やしたり、児童・生徒を小グループに分けたりすることで、児童・生徒の密集した状態にならないように工夫する。また、更衣室は、定期的に換気し、短時間で利用するようにするとともに、更衣時のマスク着用や不必要な会話をしないように指導する。
- (4) 活動中は部員間の会話を慎み、活動に伴う声出しについては必要最小限にとどめるよう指導を徹底する。特に大きな声を出しての指導や応援などは厳に慎む。また、水分補給時や休憩中のマスクを外しての会話に注意する。
- (5) 練習前と練習後の手洗い、手指の消毒を徹底する。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。
- (6) 毎日の部活動の実施に当たり、健康観察表を活用するとともに、練習前の検温や健康状況の確認などを徹底する。また、児童・生徒本人だけでなく、同居家族に発熱等の感染の疑い等がある場合も練習への参加を見合わせるようにする。
- (7) 緊急時には保護者との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

5 その他

今後、国や東京都の要請等により本通知の内容に変更が生じた場合は、別途通知します。

[問合せ]

(市の対応等について)

府中市教育委員会教育部指導室

TEL 042(335)4063

(学校の対応等について)

府中市立府中第十中学校

TEL 042(576)7227